

改正

平成16年3月29日条例第3号

平成17年3月30日条例第23号

平成30年12月27日条例第27号

令和4年12月27日条例第15号

大和市郷土民家園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、郷土民家園の設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、地域における文化財の保存及び活用と市民の郷土に対する認識を高めるため、郷土民家園（以下「民家園」という。）を設置する。

2 民家園の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 大和市郷土民家園

(2) 位置 大和市上草柳629番地1

(指定管理者による管理)

第3条 民家園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 民家園の保存、公開及び活用に関する業務

(2) 入園に関する業務

(3) 民家園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(公募)

第5条 市長は、指定管理者に民家園の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

(1) 民家園の概要

(2) 申込期間

(3) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）

(4) 指定管理者が行う業務の範囲及び内容

(5) 選定の基準

(6) その他市長が別に定める事項

(指定管理者の指定の申込み)

第6条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書に民家園の管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

(選定基準)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に

審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 民家園を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 民家園の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 民家園の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 民家園の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長が別に定める事項
(選定結果の通知)

第8条 市長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを行った団体に通知しなければならない。
(再選定等)

第9条 市長は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体（以下「被選定団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第7条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

- (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。
 - (2) 新たに判明した事実により、民家園の管理を行うことが不適當であると認められたとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第5条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。
(指定管理者の指定の告示)

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長が定める事項を告示しなければならない。
(指定期間)

第11条 指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。
(協定の締結)

第12条 指定管理者は、市長と民家園の管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 指定期間に関する事項
 - (2) 管理業務に関する事項
 - (3) 管理業務報告に関する事項
 - (4) 管理費用に関する事項
 - (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - (6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - (7) 管理業務に係る情報公開に関する事項
 - (8) その他市長が別に定める事項
(事業報告書の作成及び提出等)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、民家園に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、

その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) 民家園の管理業務の実施状況
- (2) 民家園の管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、民家園の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項
(指定の取消しの告示等)

第14条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

2 前項に該当した指定管理者は、第5条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

(開園時間)

第15条 民家園の開園時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 7月21日から8月31日まで 午前9時から午後5時まで
- (2) 前号以外の期間 午前9時から午後4時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開園時間を臨時に変更することができる。

(休園日)

第16条 民家園の休園日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該日の直後の休日でない日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休園日を臨時に変更することができる。

(入園の制限)

第17条 指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入園を拒むことができる。

(原状回復の義務)

第18条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、民家園の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第19条 指定管理者又は入園者は、民家園の施設、設備、資料等を損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損傷又は亡失がやむを得ない理由によるものであると市長が認めたときは、この限りでない。

(個人情報取扱の取扱い等)

第20条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び民家園の業務に従事している者は、民家園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

(情報公開)

第21条 指定管理者は、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成6年5月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第23号）

この条例中第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月27日条例第27号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

7 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされている処分その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和4年12月27日条例第15号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。